ベトナム展示会 ジャパンパビリオンの出展参加者の募集

VIETBUILD HCMC（PHASE 4）INTERNATIONAL EXHIBITION

開催期間：令和５年11月８日(水)～11月12日(日)

一般社団法人 日本木材輸出振興協会は、農林水産省による品目団体輸出力強化支援事業の一環としてベトナム　ホーチミンで開催される「VIETBUILD HCMC（PHASE 4）INTERNATIONAL EXHIBITION」にジャパンパビリオンを設置し、スギ、ヒノキ等日本産木材の特徴や加工・利用技術を活かした木材製品（内装材、家具、建具等）の展示・広報活動を行うこととしており、当該プロモーション活動に参加される希望者を募集します。

日本産木材製品のプロモーション活動への参加を希望される方は、

別添「令和５年度ジャパンパビリオン（ホーチミン）出展者応募・実施要領」

を熟読のうえ、同要領の「5.応募申請」に記載する関係書類にご記入のうえ、ご応募下さい。

なお、当該展示会開催中にベトナム輸入業者との商談会の設定を予定しています。出展参加者には参加いただき、効率的・効果的な活動をお願い申し上げます。

令和５年９月８日

一般社団法人日本木材輸出振興協会
専務理事　　吉野　示右

別添「令和５年度ジャパンパビリオン（ホーチミン）出展者応募・実施要領」

別添

令和５年９月８日

令和５年度ジャパンパビリオン（ホーチミン）
出展者応募・実施要領

一般社団法人日本木材輸出振興協会

1. 展示会概要

展示会名	VIETBUILD HCMC（PHASE 4）INTERNATIONAL EXHIBITION（以下「展示会」）
主 催 者	VIETBUILD CONSTRUCTION INTERNATIONAL EXHIBITION ORGANIZATION CORPORATION
会　　場	Phu Tho Indoor Sports Stadium - 01 Lu Gia St., Ward 15, District 11, HCMC, Vietnam
開催期間	令和５年 11 月８日(水)～11 月 12 日(日)
出 品 物	建築建材、住宅設備機器、家具、インテリア用品等
website	● https://www.vietbuildafc.com.vn/en/Hoi-cho-ct.aspx?pg=Hoi-cho&id=131 ● https://vietbuildexhibition.com.vn/exhibitions/trien-lam-quoc-te-vietbuild-tp-hcm-2023-lan-4/

2. 実施目的

海外における日本産木材製品の認知度向上、販売促進に資するため、農林水産省による品目団体輸出力強化支援事業の一環として、展示会においてジャパンパビリオンを設置し、スギ、ヒノキ等日本産木材を使用した各種木材製品（以下「日本産木材製品」）の効果的な普及宣伝活動（以下「プロモーション」）を行ないます。

3. ジャパンパビリオン概要

出展面積	１４４m^2（9m^2/1 小間での換算した場合、16 小間相当）
展示対象	日本産木材製品 （製材品、内装材、家具、建具、住宅、小物、工芸品等）
主催者	一般社団法人 日本木材輸出振興協会（以下「協会」または「事務局」）

4. 実施方法と実施内容

- 日本産木材製品等の輸出に取り組む意欲のある出展者との連携し、合同出展による PR を主とするプロモーションを行ないオールジャパンで海外需要の創出に取り組みます。
- 各種日本産木材製品や宣伝パネル、資料を展示するとともに、PR 動画の上映、パンフレットの配布等による日本産木材製品の良さや加工技術の高さ、また、日本の木材・木造住宅ならではの安全性、健康性、快適性をアピールします。
- ジャパンパビリオンの来場者を対象とする木材利用ニーズや日本産木材製品への評価・意見等に関するアンケート調査を行い、その結果を分析して出展者及び輸出に取り組む事業者等に提供します。
- 展示会終了後は出展者や参加者への情報・助言の提供。

5. 応募条件

- 日本産木材製品の製造あるいは販売等を行っており、かつ輸出意欲のある事業者及びその団体、地方公共団体等。
- 会期の全日程を通じてパビリオンでプロモーション及び成果等の報告を行うこと

※ただし、パビリオンでの広報宣伝活動及び成果等の報告に問題がない場合、応募者の現地事務所、現地協力者（取引関係会社を含む）を通じた出展参加は可能。

6. 応募方法

出展希望者は、別紙の

様式 1「出展申込書」

様式 2「出展製品と出展後の処理方法」

様式 3「特別装飾等申込書」

にご記入のうえ、次に掲げる書類（①、②）を添えて下記の期限までに、添付ファイルメールにてご提出下さい（協会が実施する海外出展に初めて応募される方のみ）。

①登記簿謄本など組織の設立関係を明記した書類（自治体を除く）

②過去 2 年間の主要活動を明記した書類又は組織のパンフレット

提出期限：令和 5 年 10 月 6 日（金）正午必着

送 付 先：hinmoku@j-wood.org

件　　名：ベトナム展示会（HCM）の出展申請

なお、応募数により、締切日前でも募集を締め切る場合があります。また、申請内容が相応しくないと判断される際には、参加をお断りすることがあります。

▶ 様式ダウンロード（Word）

なお、出展終了後1週間以内（11月20日（月）まで）に様式4「出展結果報告書」をご提出ください。

7. 応募要領

(1) 出展物の要件

実施目的に適う日本産木材製品

(2) 応募面積

出展申込書の「出展希望面積」欄に記入して下さい。

※ただし、出展参加者の展示位置は出展内容等により協会で決定させていただきます。面積や位置等は必ずしも出展者のご希望に沿えない場合がありますので、予めご了承下さい。

(3) 必要備品

出展に際し、希望する備品を出展申込書の「必要備品」にご記入ください。基本的にレンタル料が必要になります。ご希望に沿えない場合もございますので、予めご了承ください。なお、現地にて調達（レンタル）できないものは各自ご対応ください。

(4) 経費（補助対象項目と出展者負担項目）

区分	内容例
A：補助対象 （出展者の負担なし）	I. ジャパンパビリオン全体に係る経費 ● パビリオン全体の装飾費 ● 集客のための広報宣伝費 ● 通訳者の人件費（専属ではない） ● 電気料金 II. 出展者の展示スペースに係る経費 ● 展示スペースの借料 ● 基本備品料（展示用テーブル、イスなど） ● 各展示スペースまでの電気等の工事費 III. 展示会場全体に係る運営管理費等
B：出展者負担	● 出展物やパンフレット等の輸送に要する経費 ● 展示会のための出張に係る経費（渡航費、宿泊費等） ● 展示物の配置･展示･運営に係る経費 ● 展示物や出展者の所有物に係る盗難等の保険料 ● 出展者の都合により発生する個別経費 ● 専属する通訳者の人件費 ● その他「A：補助対象」に相当しない経費

8. 出展参加者の選定と公表

出展参加者の選定は、出展資格を有する者について、応募申請の内容を踏まえ以下の「選定の視点」に適うことを確認の上、決定し、各応募者に通知するとともに、当協会のホームページに公表します。

（選定の視点）

① 日本産木材製品の輸出促進に資すること。

② 海外市場の開拓、輸出拡大が見込まれる製品（品目）であること。

③ 海外市場の開拓、輸出拡大のために具体的な考え方（方策）を有していること。

④ 日本産木材製品の良さをＰＲできること。

⑤ ジャパンパビリオンの全体の出品構成のバランスがとれたものであること。

9. 出展に係る遵守事項等

(1) 出展物の管理

出展物の管理は、出展者の責任において行うものとします。

(2) 出展物の準備、処理及び期間中の運営

出展者は、協会の指導のもとに、出展物の展示スペースへの搬入、開梱、据付等の準備、会期中の広報宣伝、展示会終了後の出展物の処理を行うものとします。

(3) 輸送について

出展者は、自社で運送会社を手配の上、展示品等必要なものを輸送してください。

(4) 展示装飾

特別装飾が必要な場合は、様式３「特別装飾等申込書」に記入し、事前に、協会の承諾を得るものとします。展示全体の基本的構成・設計、基本装飾（施設、備品等）の企画、施工は、協会が行いますが、出展者の展示物の配置は、出展者が、協会と必要に応じて協議し、各出展者の責任で行うものとします。

なお、組立、据付等で、特別な技術を要するものは、出展者が、協会の同意を得て行うものとします。

(5) 出展物の実演

出展物を実演する場合は、様式２「出展製品と出展後の処理方法」の用紙に記入して下さい。ただし、会場の条件及び現地安全諸規程等により、実演を禁止又は制限することがあります。

(6) 映像物・宣伝物

映像物の上映並びに宣伝物（カタログ、見本品等を含む）を配布する場合は、様式２「出展製品と出展後の処理方法」の用紙に記載して下さい。

なお、これらについて、現地側から求められる事前審査を受ける必要がある場合は、その指示に従って下さい。

(7) 出展物の処理

出展者は、予め、出展物の展示終了後の処理方法（売却、寄贈、転送、廃棄等）を出展物ごとに定め、様式２「出展製品と出展後の処理方法」に記入して提出して下さい。

なお、現地の諸事情により処理が困難な場合は、協会は、出展者の相談に応じ、出展者とその対応を協議するものとします。

(8) 出展中の事故

出展中に発生したすべての事故は、協会と出展者は相互に連絡し合い、その対応を協議するものとします。

(9) 出展結果の報告

出展者は展示会終了後、様式４「出展結果報告書」により、所定の期日までに提出するものとします。

(10) アンケート等へのご協力

出展者は、会期前後および会期中に、協会が行う聞き取り調査及びアンケート調査等に協力いただくものとします。

(11) 内容の変更等

助成事業等の方針等により内容が変更される可能性がありますので、予めご了承ください。

(12) 本要領に定めのない事項等の扱い

本応募要領に記載されていない事項が発生した場合、又は、展示会主催者等が新たな事項を定めた場合には、協会はその対応を定めることが出来るものとします。

10. 展示事業の中止、出展の取り消し、出展の解除、係争

(1) 出展事業中止の場合

協会は、次の場合、本出展事業を取りやめ、又は、変更することが出来るものとします。この場合、出展者の損害及び不利益等について協会は一切その責任を負わないものとします。

ア　戦争、政情不安、自然災害、感染症の流行等不可抗力により、本展示事業の開催が不可能となった場合

イ　開催期間、参加方法等に大きな変更があった場合

ウ　その他やむを得ない事由により、協会として本展示事業の実施が不適当もしくは不可能となった場合

(2) 出展の取り消しと出展の解除等

出展者の確定後、出展者の都合により出展の取消、もしくは出展物の大幅な変更がある場合には、出展開催日の 3 週間前までに書面をもって事務局に届出を行い、その承認を得るものとします。

協会は、出展者が本要領に遵守することができない場合、出展の取り決めを解除することができるものとします。これによって生ずる損害について、協会は賠償請求できるものとします。

(3) 係争

本要領に関する係争は、東京地方裁判所が専属管轄を持つものとし、日本国内法に準拠して処理するものとします。

問い合わせ先

一般社団法人日本木材輸出振興協会

〒112-0004　東京都文京区後楽 1-7-12　林友ビル 4F

TEL. 03-5844-6275　FAX. 03-3816-5062

…展示会全体のこと、事務的な内容のお問い合わせ

国内担当者：木下、大浦、井上（E-Mail：hinmoku@j-wood.org）

…展示会の具体的な実務内容、準備等のお問い合わせ

現地担当者：Japan Wood Station　（E－Mail：lounge.forest.vn@gmail.com）

SƠ ĐỒ TRIỂN LÃM QUỐC TẾ VIETBUILD TP. HỒ CHÍ MINH

FLOOR PLAN OF VIETBUILD INTERNATIONAL EXHIBITION AT HO CHI MINH CITY

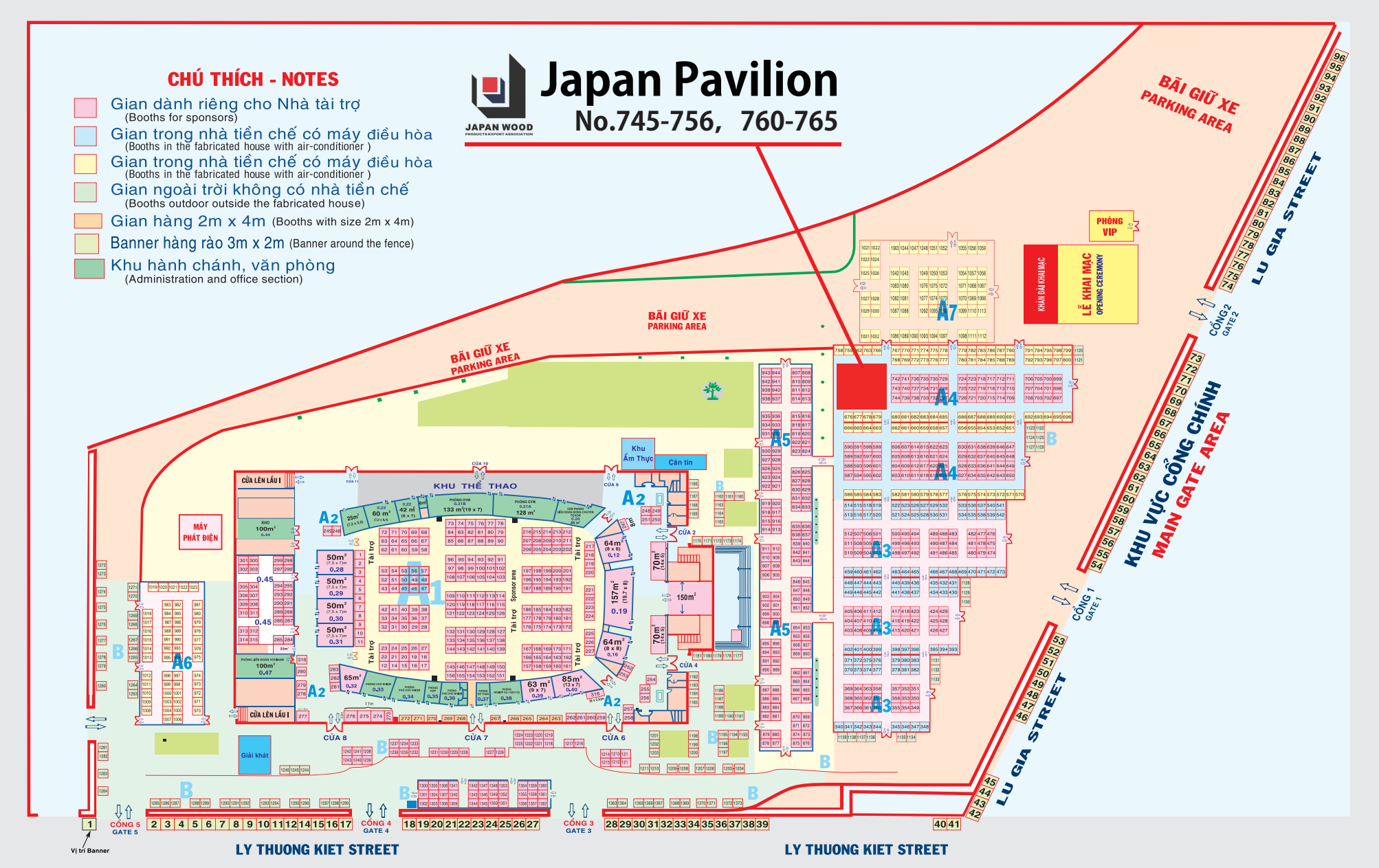

ĐỊA ĐIỂM: NHÀ THI ĐẤU THỂ DỤC THỂ THAO PHÚ THỌ. 221 Lý Thường Kiệt (01 Lữ Gia), Q.11, TP. HCM

VENUE: PHU THO INDOOR SPORTS STADIUM - HCMC. 221 Ly Thuong Kiet St. (No. 1 Lu Gia St.), Dist.11, HCMC, Vietnam

LIÊN HỆ BAN TỔ CHỨC: 307/17 NGUYỄN VĂN TRỖI, PHƯỜNG 1, QUẬN TÂN BÌNH, TP. HỒ CHÍ MINH - Tel: (028)39974999 - Fax: (028)39979147 - Email: pkdvietbuild@gmail.com